

第15期 第39回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年8月29日(火) 午後1時30分～午後5時5分

2 場所： 豊見城市役所2階 第1会議室

3 出席委員数： 12 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	比嘉 昇	出席
3番	上原 啓一	出席
4番	比嘉 和生	出席
5番	金城 行男	出席
6番	當間 勇治	出席
7番	金城 美津子	出席
8番	金城 克治	出席
9番	大城 常雄	出席
10番	當銘 博	出席
11番	宮里 由美子	出席
12番	當銘 司	出席

4 欠席委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 金城 行男 ・ 當銘 博

7 現場調査日時： 平成29年8月29日(火) 午後1時34分～午後3時13分

8 現場調査数: 11 件

9 付議すべき案件

報告第 255 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について(1件)
報告第 256 号	転用許可に係る工事の完了報告について(1件)
報告第 257 号	農地転用後の利用状況の報告について(7件)
報告第 258 号	現況証明願について(9件)
報告第 259 号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(5件)
報告第 260 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(9件)
報告第 261 号	農地法第18条第6号の規定による通知について(2件)
議案第 151 号	農地法第3条の規定による許可申請について(4件)
議案第 152 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について(3件)
議案第 153 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について(7件)
議案第 154 号	農地の現況に関する照会について(2件)
協議第 30 号	農用地区域内の一部用途変更について(1件)
協議第 31 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について(3件)

10. 会議の内容 午後1時30分 開会

会長

皆さん、こんにちは。ただいまから第15期豊見城市農業委員会第39回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は12名中12名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第10番委員と第5番委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第10番委員と第5番委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査11件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時34分

再開 午後3時13分

会長

再開します。

報告案件に入ります。初めに報告第255号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第255号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの報告第 255 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

では、次に報告第 256 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 256 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 256 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

では、次に報告第 257 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 257 号「農地転用後の利用状況の報告について」

7 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 257 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 258 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 258 号「現況証明願について」
9 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

○ 会長 報告第 258 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 259 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 259 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」
5 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。
以上です。

○ 会長 報告第 259 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 260 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 17 ページをお開きください。
報告第 260 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
9 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報

告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 260 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して
願います。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に報告第 261 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 28 ページと 29 ページをお開きください。
報告第 261 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
2 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 261 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質
疑をお願いいたします。
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長 では、次に議案案件に入ります。議案第 151 号について、事務局の説明をお願
いいたします。

事務局 それでは議案第 151 号について説明しますので、議案書の 31 ページをお開き
ください。
議案第 151 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
4 件の申請がございました。整理番号 1 番につきまして、議案書の 33 ページを
お開きください。申請のありました豊見城市宇座安中前原 265 番 3 につしまし
ては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないか
と思われます。
整理番号 2 番につきましては、議案書 35 ページをお開きください。申請のあ
りました豊見城市宇翁長真謝原 460 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項
の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 37 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良後原 364 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。続いて整理番号 4 番につきましては、議案書の 39 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良後原 362 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 151 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 3 番と 4 番は関連しますので、一括して審議します。まず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

これより採決します。整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定いたします。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4 番委員挙手)

会長

4 番委員、どうぞ。

4 番委員

460-1、34 ページを見ますと、形が細長い形で、これは隣近所もこの方の所有なのですか。

事務局

34 ページのほうで、もともと 460-1 という土地がありまして、今現在は、460-1 と 460-3 に分筆されていて、今点線になっている部分から下は道ができる予定です。今の質問は、この下の部分ということですか。

4 番委員 いやいや、459-1 について譲受人の畑なのかということです。

事務局長 459-1 は譲受人の旦那さんの名義の畑です。

事務局 459-2 と、その後ろの 447-1 については調べてはいないですけども。

4 番委員 問題は、460-2 と 459-3 は道に、多分買収されている可能性がありますけれども、今 460-1 を取得して、果たして有効に農業ができるかの確認なのです。だから、その隣近所に畑がもしあるのであれば有効利用が図れると思うのですが、もしここだけ残るのであれば農地を有効利用できるのかと疑問に思っています。

事務局 459-1 が旦那さんの所有している土地になっていますので、そちらからの進入が可能でございます。

4 番委員 もう 1 点。譲受人の住所が那覇市になっていますけれども、農用地が 8,326 m²、経営拡大とありますが、現在ほかの畑はどのように耕作されているのか。

事務局 現在経営地、これは 1 筆ございまして、これが大宜味村の畑になっています。それに伴って、那覇市さんの耕作証明書も添付されていますけれども、この大宜味村の畑は、たしか使用貸借権で譲受人が借りている土地ということです。

4 番委員 どれぐらいの面積なのですか。

事務局 これが 8,164 m²、マンゴーになっています。

4 番委員 旦那さんが一緒に農業をされているのですか。

事務局 旦那さんも農業をしています。また旦那さんは旦那さんで、別で畑を所有していて、営農自体はすみ分けはされていて、旦那さんは旦那さんでやっているというお話です。

4 番委員 今現在、大宜味村のマンゴー畑まで泊から通って、耕作をされているということ。

事務局 はい。この件についても調べたのですが、申請書の別添で常時雇用ということ

で、特定の人にお手伝いをお願いしているということだったので、この方が年間 180 日、大宜味村を中心に譲受人の畑をやっているということです。

4 番委員 これは大宜味村の農業委員会にマンゴー畑が確かに耕作されているか確認しましたか。

事務局長 居住地である那覇市農業委員会のほうから耕作証明が発行されています。

4 番委員 実際に那覇市も、向こうまで見に行っているわけではないと思うので、大宜味村に確認すべきではないですか。

8 番委員 ちょっと休憩したほうがいいのではないですか。休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 3 時 38 分

会長 再開します。
整理番号 2 番について質疑を許します。

(4 番委員挙手)

4 番委員 整理番号 2 番について、調査書の中で、第 2 項第 1 号の中身をもう 1 回精査するというので、今回は保留という形にしたらいかがでしょうか。

会長 皆さん、ほかに意見はございませんか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は保留ということで決定しました。次に整理番号 3 番と 4 番は関連しますので、一括して審議します。整理番号 3 番、4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

会長 8 番委員。

8 番委員 整理番号 3 番と 4 番の件ですが、以前にも売買があったと思うのですが、その後、譲受人が農地の利用状況、現在の経営地 5,000 m²手入れはしっかりされているかというのをお願いします。

事務局 現場のほうを見に行きました。何か作物を植えているというよりは、いつでも耕作ができるような状態で耕されているのは確認しています。

8 番委員 5,000 m²全部。

事務局 はい。1 筆は傾斜地になっている関係があって、耕作できる部分、棚田みたいな形にして耕作する準備は整っています。

8 番委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

会長 ほかに何かありませんか。

(進行の声あり)

会長 これより採決に移ります。整理番号 3 番から 4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番から 4 番については許可することに決定いたします。

次に議案第 152 号について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の 41 ページをお開きください。

議案第 152 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。まず、整理番号 1 番につきまして、46 ページをお開きください。申請のあった土地は与根中原 337、当該申請地について、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満た

していると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、51 ページをお開きください。申請のあった土地は与根中原 337-2、当該申請地について、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は与根南浜崎原 501-3、当該申請地について、農地法第 4 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 152 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 152 号は 1 件ずつ審議します。まず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(4 番委員挙手)

会長

4 番委員。

4 番委員

整理番号 1 番。出入り口についてですが、現場の話の中では、細長い横のほうから出入り口を考えているというお話でしたが、その向かい側はやはり道も細いし、向かい側は住宅街が並んでいるので、もしできるのであれば市道 10 号線あたりに出入り口設置のお願いはできないかと考えますが、よろしくお願ひします。

事務局

これは相談といたしますか、お願いですか。

4 番委員

もうお願いしかできないでしょう。強制力はないから。

事務局

切り下げとかそういった工事も発生するので、お願いならできます。

4 番委員

農業委員会からそういうお願いをしてよろしいでしょうか。

事務局

はい。

4 番委員

では、事務局お願いします。

会長

ほかにございませんでしょうか。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号1番について、農地法第4条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号1番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(8番委員挙手)

会長 8番委員。

8番委員 北側なのですが、トンブロックとあるのですが、トンブロックの高さは普通何cmとあるのですが、北側に関しては2段積まないといけないと思っておりますが、これは1段積みなのですか。1段積みでは、高さは合わないのではないかと。合わなくて流出、向こう側に、排水路のほうに土砂が流れないかという懸念があるのですが、そちらのほうは大丈夫なんでしょうか。

事務局 以前までは、こちらは結構草が生えていて、きょう初めて地形を見たのですが、確かに後ろのほうは下がっているので、2段積みのほうがいいと思いますので、この辺については申請者に話をしたいと思います。

8番委員 お願いします。

会長 ほかにございませんでしょうか。

(進行の声あり)

会長 これより採決に移ります。整理番号2番について、農地法第4条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ござ

いませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(8 番委員挙手)

○ 8 番委員

確認なのですが、現況のトンブロックが開いているところと、図面のトンブロックが開いているところは違うのですか。

事務局

今は 1 カ所しかあいていないですが、これから整備して 2 カ所あけるといことです。

8 番委員

北側ですよ。隅切りの所が図面と実際に今トンブロックが置かれている場所が違うと思うのですが。

事務局

周りに既にトンブロックが積まれています、今からこういうふうにあけてやり直しますということです。

○ 8 番委員

やり直しますということですね。なかなか疑問だったもので。あれは違うということですね。

会長

ほかにございませんでしょうか。

(進行の声あり)

会長

これより採決に移ります。整理番号 3 番について、農地法第 4 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に議案第 153 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 58、59 ページをお開きください。

議案第 153 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

7 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明いたします。まず、整理番号 1 番につきまして、67 ページをお開きください。申請のあった土地は渡嘉敷太田原 398-5、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土地は与根南浜崎原 513-3、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、77 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長浜崎原 851-1、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、82 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長浜崎原 851-1、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、87 ページをお開きください。申請のあった土地は翁長浜崎原 850-8、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、94 ページをお開きください。申請のあった土地は金良後原 327-1、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 7 番につきまして、99 ページをお開きください。申請のあった土地は与根南浜崎原 528-5、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 153 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 153 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 3 番と 4 番は関連しますので、一括して審議します。まず、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 これより採決します。整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号1番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 質疑なしと認めて、これより採決に移ります。整理番号2番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号2番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次に整理番号3番、4番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4番委員挙手)

4番委員 確認ですが、3番、4番の許可申請書の中の4、(3)賃借料等の給付の種類及び額というのが、3番、4番、同じ額になっているのですが、これはそのとおりでよろしいのでしょうか。

事務局 月額ですよ。そうですね。

4番委員 面積はこんなに違っても同じ料金が発生して、契約しているのですか。1カ所は661㎡でもう一つは…。

事務局長

いえいえ、2つ一緒に。

4番委員

だって、申請書は別々でしょう。

事務局

一体事業なので。

事務局長

申請書は、上のほうの転用計画の中で、所要面積というところをごらんいただけますか。これは整理番号3番と4番の合計面積です。2,942㎡。ちょうど73ページと78ページに、おのおの申請書があると思うのですが、要は一体事業なので、所要面積としては整理番号3番と4番の合計の面積を書いているということです。

4番委員

2,942㎡。

事務局長

はい。トータルでこの金額ということです。

4番委員

トータルでその金額。はい、わかりました。

(8番委員挙手)

会長

8番委員。

8番委員

休憩してもらえますか。

会長

休憩します。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時00分

会長

再開します。

ほかにはないですか。

採決に入ってよろしいでしょうか。

(進行の声あり)

会長

整理番号 3 番から 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番から 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に整理番号 5 番について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(進行の声あり)

会長

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいですか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

4 番委員

休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後 4 時 01 分

再開 午後 4 時 02 分

会長

再開します。

次に整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 よろしいでしょうか。採決に移ります。整理番号6番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号6番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次に整理番号7番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(進行の声あり)

会長 よろしいでしょうか。採決に移ります。整理番号7番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号7番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。
次は追加の案件です。議案第154号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第154号について説明します。追加議案資料の1ページから2ページをお開きください。那覇地方裁判所より、平成29年8月25日付けの文書で、農地等の現況に関する照会がございました。照会のあった土地は、保栄茂城の下原762-1及び762-2の2件です。まず、762-1の照会に対する回答につきましては、6ページをお開きください。当ページの1から8までの項目に対し回答することになりますが、委員会において意見を求める項目は、項目2現況地目の欄とそれから項目7です。当該土地につきましては、登記地目が原野、現在課税も原野でなされており、先ほど現場もごらんいただきましたが、現況地目につきましては、農地ではなく非農地になると思われれます。また、原野の場合は、買受適格証明は必要ないので、項目7は否になると思います。

次に 762-2 の照会に対する回答につきましては、7 ページをお開きください。
先ほどと同様の項目の判断につきまして、項目 2 の現況地目の欄につきましては、当該土地は登記地目が畑、課税も畑でなされていることから、現況地目は農地になると思われます。また、農地の場合は買受適格証明が必要となるため、項目 7 は要になると思われます。
議案第 154 号について、説明は以上です。

会長 議案第 154 号について事務局の説明が終わりました。
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いします。

4 番委員 休憩。

会長 休憩します。

休憩 午後 4 時 07 分
再開 午後 4 時 20 分

会長 再開します。
今、事務局の説明があったことでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 1 件、2 件、両方、いいですね。

(はいの声あり)

会長 これより採決します。議案第 154 号については、事務局の説明のとおりでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 ではよろしくをお願いします。
次に協議第 30 号について、事務局の説明をお願いします。

事務局長 協議第 30 号については、農林水産課のほうから説明をさせます。

農林水産課 皆さん、こんにちは。資料の 100 ページをお願いします。今回、豊見城市宇渡橋名真和志原 96 番 2 の農地を持っていらっしゃる申請者が、用途変更として農機具格納庫、農機具収納庫、あと通路として用途変更が上がっていきまして、それで用途変更を行ってもよろしいですかというお伺いなのですが、104 ページに農地の地図が載っています。
以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。
協議第 30 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(4 番委員挙手)

4 番委員 休憩。

会長 休憩します。

休憩 午後 4 時 22 分
再開 午後 4 時 24 分

会長 再開します。

4 番委員 では、説明をお願いします。
申請者は現在どこで農業をなされているのですか。

農林水産課 宇渡橋名真和志原 96 番 2 になっています。

4 番委員 今、96-2 で農業をなされているわけですか。ほかに農地はありますか。

農林水産課 ほかは把握していないのですが、本当は隣の 96-5 も、こちらの方が高齢なので、農業をやめたときに借りるという約束をされて経営拡大の予定があります。

4 番委員 予定。ということは、96-2 が今現在なされている農地ということですね。

農林水産課 そうです。

4番委員	ということは、二百何坪になりますか。864㎡。その中で172㎡も農業機具格納庫、収納庫というのが必要なのか。これをとりますと、残った畑の面積が相当少なくなりますよね。
農林水産課	これから拡大していく予定はあります。
4番委員	予定であれば、それをやってからこういう農機具置き場とかそういう申請をしていただきたいと思いますのですが、あくまでも予定は予定です。今現在あるのは、96番2しか畑がないということが現実です。
農林水産課	今、私が把握しているのは96番2です。豊見城市内で。
4番委員	ほかは確認できていないのですか。
農林水産課	確認できていないです。市外に、ほかにあるのか。
4番委員	居住地は糸満市ですから、どこかにあるのであればそれでも構いません。やはりそれは提示すべきだと思います。どこそこで畑をやっているというのを。それで畑をやっているなら、1,000坪、2,000坪あるからこういう施設、格納庫なりがここに必要だということを説明するべきだと思います。
	(8番委員挙手)
会長	どうぞ、8番委員。
8番委員	申請者の年齢を教えてください。新規に就農といいますか、新しく経営拡大という話が出ていたのですが、経営拡大だったら、どこかほかに借りているのかというのはわかると思いますし、今96-2はどういう状態で、一応、利用権は設定されているのか、それから、格納する農機具は実際に申請者の所有ですか。ちょっとそこら辺が見えないです。
農林水産課	本人所有のものと聞いています。
8番委員	本人の。農機具格納庫、先ほども言っていたのですが、どのぐらい面積をやっているかというのは、それに見合った面積なのかというのがあるので、そこら辺の確認をお願いしたい。現時点で本当に農機具小屋がなくて困っているのか

というのがあるのですが、実際にこれだけの大きな規模の施設に格納する予定の農機具はあるんですか。

農林水産課

一応、もう既にトラクターを2台、購入済みと聞いています。

8番委員

写真も添付されているのですか。

農林水産課

写真はまだ確認できていません。

8番委員

添付されているならお願いします。

もう一つあるのですが、豊見城市にこれだけしか面積がなく、例えば糸満市とかに1,000坪、2,000坪あった場合に、どういう判断をするのかと思っ
ているのも一つあるのですが、例えば豊見城市で800㎡、糸満市に3,000坪持っている
とします。そういう場合に、農林水産課としてはどういう判断をするのか
と
思っ
て。

糸満市に農地を多く持っているのであれば、糸満市につくったほうがいいです
よと言うのか。

農林水産課

糸満市に3,000坪あるにもかかわらず、豊見城市で、この大きな施設が必要か
ということですか。

4番委員

そう、ここに農機具を集める必要があるのかと。

8番委員

畑の近くだったら利用性があるというのものもあるし。

4番委員

休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時50分

会長

再開します。

(4番委員挙手)

会長	4 番委員。
4 番委員	今回出ました農用地区域内の用途変更につきまして、もう少し資料の提供をということにさせていただきまして、今回は保留という形にしたらどうでしょうか。来月また審査ということによろしいのではないかと思います。
会長	今の 4 番委員の意見で、皆さんよろしいでしょうか。 (はいの声あり)
会長	来月に回すということで、今回は保留ということで決定いたします。次に協議第 31 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	協議第 31 号につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。
会長	よろしくをお願いいたします。
農林水産課	<p>今回意見を求める集積計画が 3 件ありまして、H29-2 から H29-4 になっております。順番に説明させていただきます。H29-2 が、設定する農地が饒波川田原 575 番 1、地目畑で、今回設定する面積が 5,127 m²のうちの 3,474 m²。設定する利用権が賃貸借権、存続期間が平成 44 年 8 月 31 日まで。借賃とその支払方法が 15 万円で、毎年 10 月末までに現金持参となっております。</p> <p>次 H29-3、設定する農地は饒波東原 454 番 1、地目畑で、面積 1,805 m²。設定する利用権が賃貸借権で、存続期間が平成 38 年 3 月 31 日まで。借賃とその支払方法が 8 万円を、毎年 3 月末までに現金持参となっております。</p> <p>続いて H29-4、設定する農地が 3 筆ありまして、饒波 767 番 4、饒波 822 番 1、饒波 766 番 3 となっております。それぞれ面積が 1,675 m²、3,826 m²のうちの 2,000 m²、53 m²となっております。設定する利用権が賃貸借権で、存続期間が平成 39 年 8 月 31 日まで。借賃とその支払方法が 8 万円を、毎年 8 月末までに現金持参となっております。</p> <p>今説明した 3 件いずれも、JA が実施主体となっている平成 29 年特定地域経営支援対策事業によるトマトの栽培施設導入のための権利設定申請となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	ありがとうございます。

協議第 31 号について説明が終わりました。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(4 番委員挙手)

会長

4 番委員。

4 番委員

H29-3 の貸し手と借り手は親戚か何かですか。

農林水産課

いや、一応知人としか聞いていないです。

4 番委員

では、H29-4 の方についても、別に何も絡むのはないですか。

農林水産課

そうですね。ここも知人ということです。

4 番委員

H29-2 は、存続期間が平成 44 年 8 月 31 日で、下のお二方は平成 38 年ということ、トマトのハウス事業は 8 年か 9 年ですよ。

農林水産課

8 年ですね。

4 番委員

実際にまた 8 年、9 年でもものになるようなハウスではないで、できるのであれば平成 44 年、15 年になりますから、そういう契約をしたらどうかと。終わったからといってハウスを撤去しなさいと、親戚であればいいよということで、再契約みたいなことも、そのまますんなりいくかもしれないけれども、全くかわりのない方々になりますと、農業者、借りる側も困るのではないかと。願わくは、もう少し貸借期間を延ばせないものかと。話し合いの上で。まだ若いし、8 年、9 年たってもまだまだ現役で頑張れる農業者だと思いますから、20 年までは大丈夫だと思いますから。それはもう相手のあることですから、だめと言われればしょうがありませんけれども、一応そういう話し合いも進めてもいいのではないかと。だめだったらだめで構いませんけれども。

会長

休憩します。

休憩 午後 4 時 57 分

再開 午後 5 時 00 分

会長 再開します。

(8番委員挙手)

会長 8番委員。

8番委員 H29-2ですが、これは相続人代表でいいのですか。相続完了しているのですか。以前の所有者なのですか。

農林水産課 H29-2は、被相続人全員の同意書が提出されています。

8番委員 同意があるということで。わかりました。以上です。

会長 ほかにございませんか。
これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 協議第31号について、適正であると豊見城市長へ回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、協議第31号については適正であると豊見城市長へ回答することに決定いたしました。
どうもありがとうございます。
以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。
委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまです。

平成29年8月29日(火)
午後5時05分終了

議事録署名委員

会長 瀬長 澄子 

10 番委員 當 銘 博 

5 番委員

原 城 行 男 